

平成18年相続税申告事績

Q :平成18年の相続税の申告事績が公表されたようですが、どのような内容だったのですか？

A :被相続人の数は過去最高。被相続人1人当たりの申告税額は2,701万円でした。

【解説】

国税庁は、さきごろ、平成18年の相続税申告事績を公表しました。

それによりますと、被相続人の数は過去最高の108.4万人、相続財産額は11兆1,873億円(昨対100.9%)で、内訳は土地が5兆4,474億円、現金・預貯金が2兆3,475億円、有価証券が1兆7,962億円、家屋が5,749億円、生命保険や貸付金などその他の財産が1兆2,268億円でした。

申告税額は、1兆2,196億円で前年に比べ675億円増えていますが、課税対象となった課税割合は4.16%と最低の水準でした。

相続税の調査件数は、14,061件でこのうち12,061件で申告漏れが見つかっています。

申告漏れの課税価格は、4,076億円で1件当たり3,380万円、申告漏れのうち重加算税の対象となったのは1,820件で全体の15.1%でした。

また、海外資産に関連する調査事案では292件が申告漏れであり、申告漏れ課税価格は148億円、1件あたりの申告漏れ課税価格は5,075万円でした。

なお、申告漏れ財産の内訳をみると、現金・預貯金が35.6%と一番多く、ついで有価証券の21%、土地16.7%、家屋1.8%、その他24.9%でした。

